

議案第12号

羽生市国民健康保険基金条例

(設置)

第1条 市の国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、羽生市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる金額は、毎年度の決算上生じた剰余金の範囲内で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、羽生市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する設置の目的に該当する場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(羽生市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止)
- 2 羽生市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年条例第11号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に羽生市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例に基づく基金に属していた現金及び有価証券は、この条例に基づく基金に属するものとする。

平成30年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明